まちづくりと地方分権

土地利用分野を中心に

第6回地方分権改革有識者会議

東京工業大学大学院社会理工学研究科教授 中井検裕 nnakai@soc.titech.ac.jp

分権の基本的評価

- 都市計画・建築行政は自治事務に
- 国から地方へ、都道府県から市町村へ



地域のことは地域で決めることができるようになる分権は、まちづくりにとっては基本的には望ましい改革である

- 一層の分権を進めるべき部分とそのための 課題
- 分権が進んだことによって深刻化した課題

各種許可における裁量

- 都市計画・建築行政は自治事務に
 - 開発許可や建築確認、建築に係る特別な許可も自 治事務に
- 建築確認は羇束裁量としても、その他の各種 「許可」は地域による裁量があって然るべきだが、 実際には裁量部分は極めて小さい
 - 法律の規律密度の高さ(財産権との関係)
 - 機関委任事務時代の名残りも含む、国の各種の基準(もしくは基準的なもの)の存在
 - 土地利用規制は事前明示されるべきとの考え

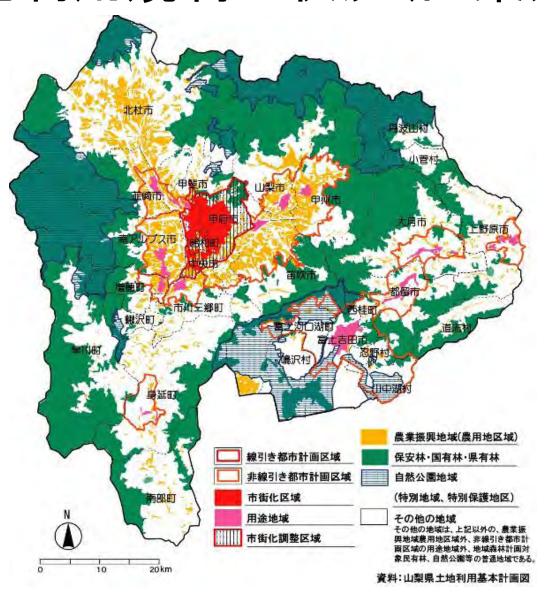
ゾーニング権者と許可権者

- 土地利用規制としてのゾーニング権限は分権が進行
 - 政令市以外の線引きを除き、基本的にはゾーニング権限 は市町村に
- ゾーニング権者とそれを担保する許可・確認権者は一致していることが望ましいが、実際にはバラバラ
 - 用途地域は市町村、しかし特定行政庁は市町村とは限らない
 - 線引きは都道府県、しかし開発許可権者は中核市、特例 市など
- 分権に合わせて市町村に許可権限を集中させること もマンパワーなどの問題で実際には困難

都市的規制と非都市的規制

- 都市計画・建築行政(都市的規制)は市町村 への分権が進んだが、農地・森林などの非都 市的規制はそうでもない
 - 農業振興地域の指定(都道府県)、農用地区域 の指定(市町村)、農用地区域内の開発行為の 許可(都道府県)、農地転用許可(都道府県)
 - 都市・農地・森林が混在する地域で特に問題
- 理想形としての土地利用規制の統合(都市農村計画制度)と市町村への権限の一本化

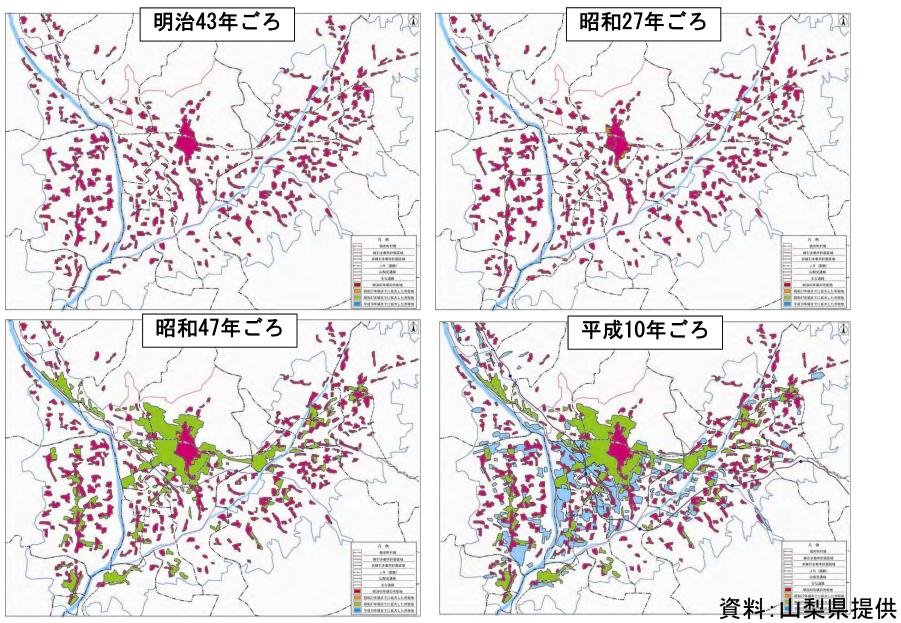
土地利用規制の状況(山梨県)



広域調整の不在

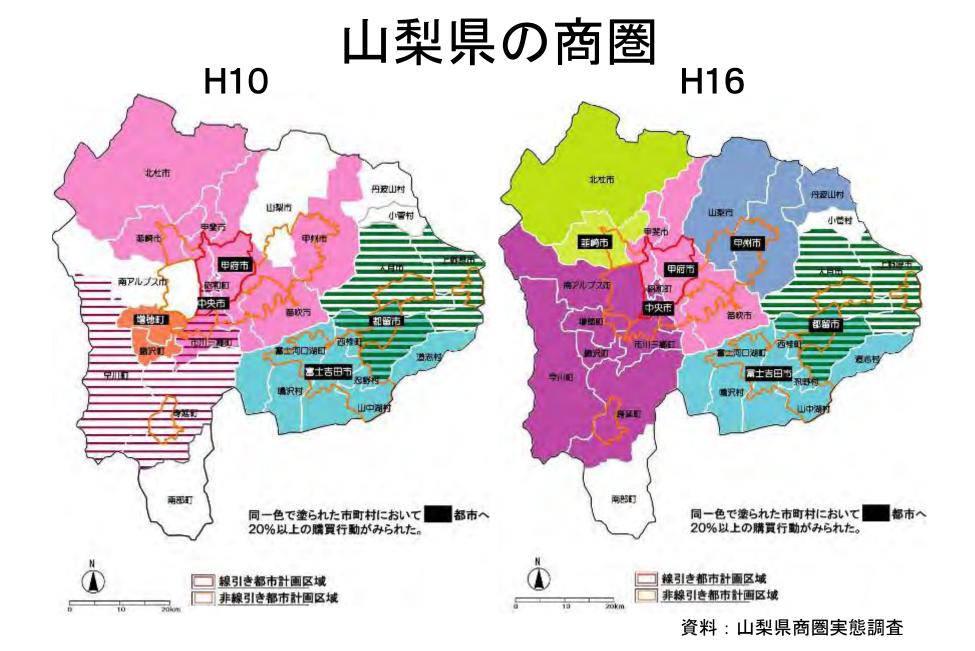
- 複数の市町村が集まった「都市圏」の土地利用 計画の重要性
 - モータリゼーションの進展による生活圏の広域化
 - 一市町村を超える影響を有する施設(大型店・大規 模集客施設)の登場
 - 経済・社会・環境の持続可能性の観点からの都市圏 の重要性
 - 中途半端に終わった市町村合併
- 分権が進めば進むほど深刻化する広域調整不 在の問題

甲府盆地周辺の市街地の発展過程



山梨県の通勤圏

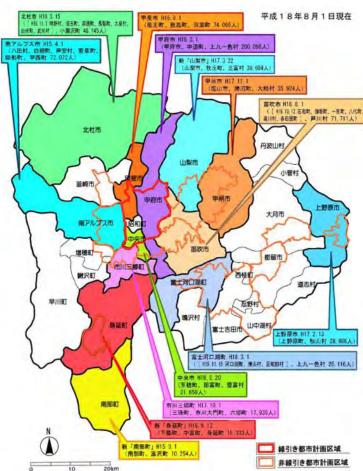




山梨県の市町村合併

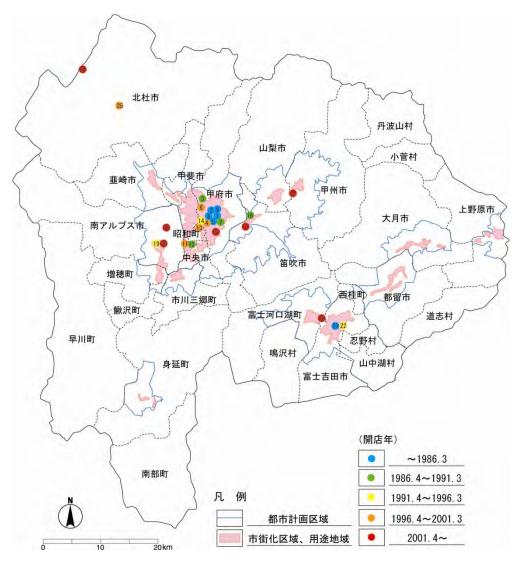


合併前(H15-2-28時点) 6 4市町村 (7市37町20村)



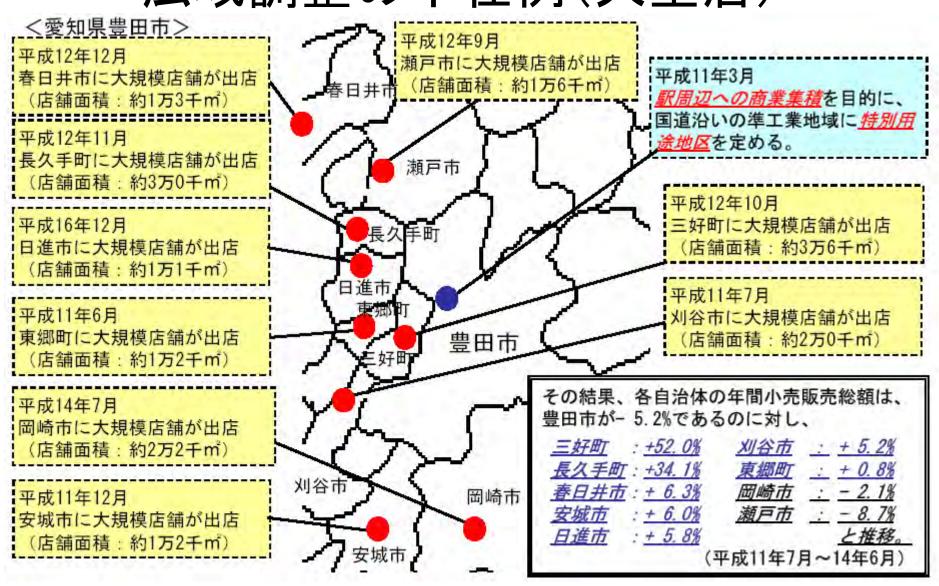
合併後(H18-8-1時点) 28市町村 (13市9町6村)

山梨県の大規模小売店の立地状況



資料:山梨県提供

広域調整の不在例(大型店)

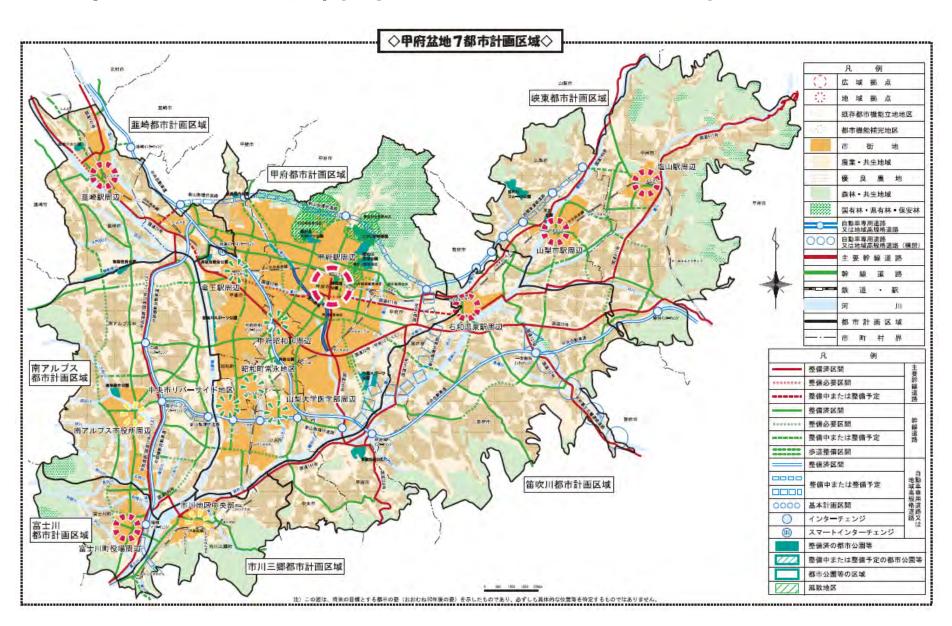


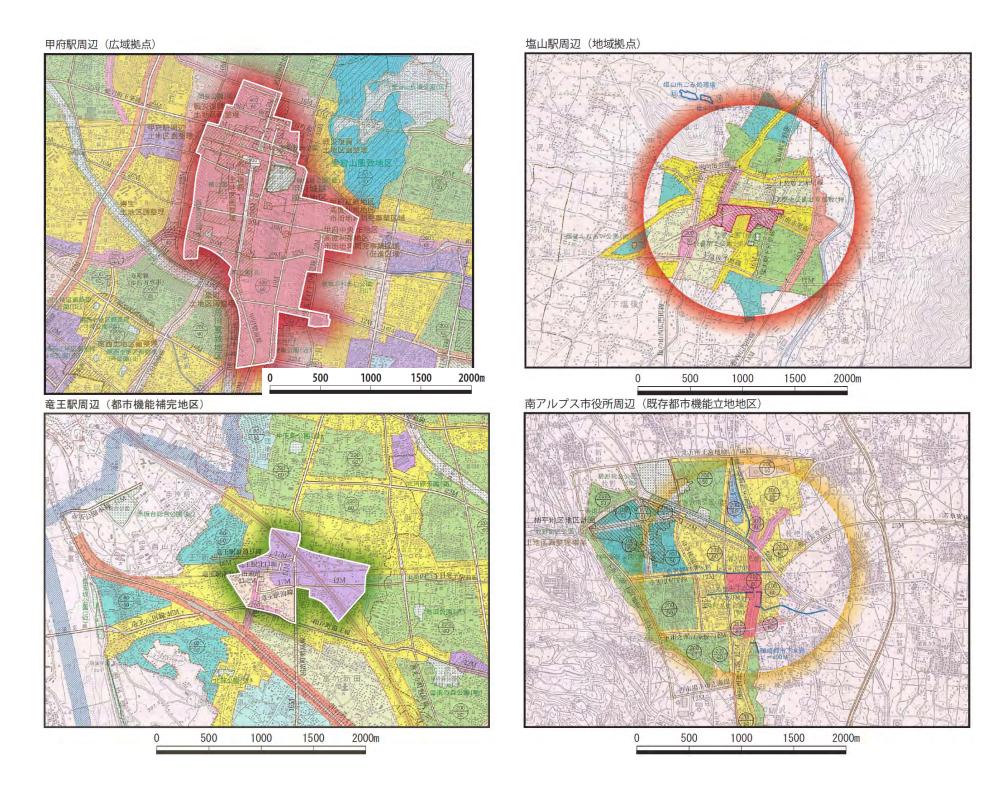
資料:国土交通省

広域調整の不在例(眺望景観)



県による広域都市計画MPの例(甲府盆地)





広域調整問題が難しい理由

- 個々の市町村の合理的選択の結果が、全体としての都市圏の合理的選択とならない
 - 社会的ジレンマの問題
- 原則としての緩い土地利用規制の状況下(原則自由+市町村が強化可能)では、何もしないこと (不作為)にインセンティブが作用する
 - 人口増の時代はそれでもよかったが・・・
 - 一部の大規模集客施設については土地利用規制の 強化(原則法律で禁止+市町村が緩和可能)で対応 (まちづくり三法の改正)

